

きらめき通り自転車駐車場の指定管理候補者の選定の概況

きらめき通り自転車駐車場の指定管理者については、下記のとおりその候補となる団体（指定候補者）を選定しました。

なお、選定された指定候補者を指定管理者とする議案が議会で可決された場合には、同指定候補者が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

記

1 指定管理者の候補団体名

株式会社 サン・ライフ

2 選定方法の概要

きらめき通り自転車駐車場に係る指定管理候補者の選定については、下記の理由により、福岡市自転車駐車場条例第15条第1項ただし書き及び同条例施行規則第9条の規定に基づき公募によらない方法とし、株式会社サン・ライフを指定管理候補者とする。

（１）選定理由

本自転車駐車場は、天神きらめき通りビルに接続しており、同ビルの附置義務駐輪場と出入口やスロープなどを共有し、一体的な構造となっていることから、同ビルを管理する株式会社サン・ライフが一体的に管理することが施設の構造上明らかに合理的であるため。

（２）選定スケジュール

- ・ 第1回選定委員会 令和8年5月12日
- ・ 申請要項送付 令和8年6月11日
- ・ 受付期間 令和8年6月11日から令和8年7月31日まで
- ・ 第2回選定委員会 令和8年8月20日

3 選考の概要

（１）選定委員の構成

委員5名（うち、学識経験者3人、利用者代表2人）

(2) 審査項目、選考基準

審 査 基 準	審 査 項 目	配点	総配点 (配点×5)
市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	・指定管理者としての基本姿勢	5	25
自転車駐車場の管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	・団体の活動実績 ・団体の経営状況	15	75
自転車駐車場の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られているものであること	・サービス向上及び利用促進の取り組み及びその実行性 ・管理を遂行するに当たっての人員計画及び要員確保策 ・人材育成 ・管理の内容 ・経費の縮減	100	500
その他	・高齢者や障がい者の就労対策、男女共同参画、ワークライフバランス推進の取り組み ・地場企業・中小企業の育成 ・放置自転車対策及び地域等との連携	30	150
合 計		150	750

(3) 選定結果

団体名	評点
株式会社 サン・ライフ	454

(4) 選定の講評

- ・これまでの管理実績を踏まえた、安定的な管理運営が期待できる。
- ・提案内容に一般的な記載が多く、利用促進策等について、より具体的かつ積極的な取組を示す必要がある。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで